

「学校教育法」・「国立大学法人法」の改悪に反対する声明

現在、国会で「学校教育法」および「国立大学法人法」の改正案が審議されているが、この法案は以下のような点で、大学の健全で民主的な運営を阻害する危険性がある。

(1) 現行の学校教育法第93条には「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」との規定がある。「大学の自治」は憲法23条の定める「学問の自由」を支える重要な制度であり、教育・研究を権力による不当な支配から守るための仕組みであるが、その「大学の自治」の法律的裏づけとなっているのが教授会権限に関するこの条文である。ところが、今回の法案においてはこの条文を完全に変え、教授会は学生の入学・卒業等に関し「学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」、その他の教育研究上の事項に関し、学長および学部長等の「求めに応じ、意見を述べることができる」としようとしている。これは教授会から人事・予算など、大学運営の根幹に関わる重要事項を審議する権限を奪い、学長の単なる諮問機関にしようとするものである。

(2) ではその学長はどのように選ばれることになるのか。今回上程されている国立大学法人法改正案では学長選考をめぐる規程が変更され、学外者が半数を占める学長選考会議に「学長選考基準」を定める権限が与えられようとしている。法人化後の国立大学においてはこれまでも学長選挙を形骸化して単なる「意向聴取投票」に格下げし、学長選考会議の権限を強化しようとする動きが見られたが、今回の法案が通ればこの傾向がさらに強まることが予想される。さらに同法案の「附則」には、今後「社会経済情勢の変化等を勘案」し、「学長選考会議の構成」を再検討する方針も記されており、学長選考過程が教育・研究とは異質の論理によって左右される傾向が一層増すことが危惧される。

(3) 国立大学法人法改正案では、大学法人の経営協議会に占める学外委員の割合を、現在の「二分の一以上」から「過半数」に増やすことも定められている。

以上から、本法案が成立すれば、「大学の自治」を支えてきた仕組みが崩壊し、学長の事実上の独裁体制の下で、経済的利益を最優先する企業の論理や、時の政権の意向が、露骨に大学に押しつけられるようになることが予想される。「ガバナンス改革」の名のもと、人員配置・予算配分等、大学運営の根幹に関わる事柄が非民主的な「トップダウン」方式で決定されることになれば、大学という職場における労働条件の劣悪化、雇用の不安定化が増大することは明らかであるが、それは教育・研究の荒廃につながり、長期的に見れば日本社会の発展全体に負の影響を与えることになると考えられる。

わたしたちは、民主的な大学運営、働く者の権利が守られる職場作りをめざし、それによって社会全体の健全な発展を実現したいと願う立場から、このような危険な内容を持つ法案に断固反対し、廃案を求めるものである。

2014年6月12日 千葉大学ユニオン総会